

東海大学紀要情報通信学部内規

(制定 2008年4月)

改訂	2008年11月	2010年4月
	2011年12月	2012年1月
	2013年11月	2014年11月
	2016年11月	2018年9月
	2021年4月	2022年4月
	2023年4月	2026年4月

東海大学紀要情報通信学部内規を次の通り定める。

1. 刊行の目的

本紀要は東海大学情報通信学部（以下、本学部）の研究成果を広く一般に公開する目的で刊行されるものである。

2. 名 称

名称を「東海大学紀要情報通信学部」（以下、紀要）とする。

英文名称を「Proceedings of the School of Information and Telecommunication Engineering, Tokai University」とする。略記する場合は「Proc. Sch. ITE Tokai Univ.」とする。

3. 発 行

- (1) 紀要の発行は本学部とする。
- (2) 紀要は原則として年1回発行する。年度毎に巻を新たにする。
- (3) 発行時期は原則として3月末とする。
- (4) 原稿締切日は、原則として紀要・研究推進委員会が定めた日とする。
- (5) 紀要の発行計画はその都度、通報する。

4. 著 者

- (1) 本学部の助教以上（常勤・非常勤の別を問わず）。

- (2) 本学部紀要への掲載を希望する他の学部・大学院所属の助教以上（常勤・非常勤の別を問わず）。
- (3) 総合理工学研究科大学院生，情報通信学研究科大学院生，工学研究科大学院生，情報通信学部学部生，研究生，研修生，研究員及び技術職員。ただし，東海大学専任教員との共同執筆であること。また，学生はその専任教員の指導を受けていることが必要である。
- (4) その他，紀要・研究推進委員会で認められた者。
 - ・学内外の共同研究者（学生を含む）
 - ・情報通信学部特任教員との共同執筆であり、その特任教員の指導を受けている学生

5. 掲載内容

紀要に掲載される内容は，掲載基準に適うような，(1)トピックス(Topics)，(2)その他(Others)とする。

6. 掲載基準

(1) トピックス

- ① 国内外の最近の重要な知見，研究動向，トピックなどを簡潔にまとめて紹介するもの。
- ② 主題，目的が明確で，客観的に記述されていること。
- ③ 有用性が認められること。
- ④ 査読は適用されないが修辞上の修正を必要とする場合がある。
- ⑤ 紀要に掲載する際には，紀要・研究推進委員会が認めた場合には，「教育活動紹介」，「学生研究」，「地域活動」など，トピックスの内容に即した分類を付与できる。

(2) その他

- ① 紀要・研究推進委員会が掲載を認めたもの。
 - ② 論文，レター
- 紀要・研究推進委員会が「必要性がある」と判断した場合は，紀要・研究推進委員会が認めた学会の査読基準に従って査読をしたものを，論文やレターとして掲載することができる。

7. 審査（依頼原稿の場合を除く）

- (1) 提出論文の査読は紀要・研究推進委員会の議を経て査読者に依頼する。査読者は学内外の専門家をあてる。
- (2) 掲載の可否判定は紀要・研究推進委員会が査読者の査読結果に基づいて行う。
- (3) 審査の手順，論文の取り扱いについては，別に定める論文審査内規に従う。

8. 査読料

- (1) 査読者に対し，査読の謝金として論文1編あたり次の金額を支給する。なお，査読の回数は考慮しない。

和文 1編 3,000円(論文) 2,000円(レター)

英文 1編 5,000円(論文) 3,000円(レター)

- (2) 支給対象者は，常勤・非常勤に関わらず，本学との包括的な雇用契約が存在する教職員以外の者とする。

9. 別刷り

なし

10. 公開方法

本学部紀要は，PDF形式で東海大学機関リポジトリ（国立情報学研究所によりデータ収集され，JAIRO，CiNiiで公開），及び本学オフィシャルサイトに公開する。

11. 論文作成

論文作成においては，別に定める投稿表紙，チェックリスト，「紀要情報通信学部」投稿原稿作成要領（和文論文），A Sample of Manuscript of Submitted Paper to Proceedings of the School of Information and Telecommunication Engineering, Tokai University（英文論文）に従って作成すること。

12. 事務局

情報通信学部紀要に関する事務局をグローバルシチズンカレッジオフィスにおく。

住所：東京都港区高輪 2-3-23 東海大学品川キャンパス 1号館

電話：03-3441-1171(代表)

Fax：03-3447-6005

13. その他

- (1) 紀要内規を改訂する必要がある場合には、紀要・研究推進委員会で審議し、教授会で承認する。
- (2) 著作権は、本学部に帰属する。

付 則

この内規は、2008年4月から施行する。

付 則 (2023年4月)

この内規は、2023年4月から施行する。

付 則 (2026年4月)

この内規は、2026年4月から施行する。